

【平成 30 年 7 月豪雨】義援金のご報告とお礼

前橋店と高崎店の店内の募金箱で、皆様からお預かりした心暖かい義援金（総額）が


159,080 円となりましたことをご報告致します。

義援金につきましては、9 月 4 日付で全額を日本赤十字社を通じて被災地へ寄付をさせていただきます。

被災地の一日も早い復旧と復興をお祈りしますとともに、ご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

株式会社 スズラン

義 援 金 受 領 書		第 160 号
氏 名	株式会社 スズラン 様	
金額	¥ 159,080 円	
但し	平成30年7月豪雨災害	
義援金として上記のとおり受領いたしました。		
平成 30 年 9 月 4 日		
<small>(注) この領収書記載の金額は、個人については所得税法第78条第2項第1号、法人については法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄付金並びに、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄付金に該当します。</small>		
日本赤十字社群馬県支部長		
取 扱 印	